

令和6年（2024年）3月1日から

東京23区及び島しょ部に所在する
建築物等の建築確認・許可申請等の
受付窓口が変わります

変更のポイント

○東京23区内の延べ面積が1万㎡を超える建築物等（※）について

【現行】各区の窓口（建築物等が所在する各区）



【変更後】東京都都市整備局の窓口（第二本庁舎3階中央：市街地建築部
建築指導課窓口）

※都が所管する建築物等（建築基準法施行令第149条第1項各号及び第2項に規定するもの）が対象

○都内島しょ部の全ての建築物等について

【現行】各支庁の窓口（建築物等の所在地を管轄する都の各支庁）



【変更後】各支庁と東京都都市整備局の窓口（第二本庁舎3階中央：市街地
建築部建築指導課窓口）のどちらでも可能に

○各区が所管する建築物等については、引き続き各区が窓口となります

○多摩部の都が所管する建築物等については、受付窓口に変更はありません

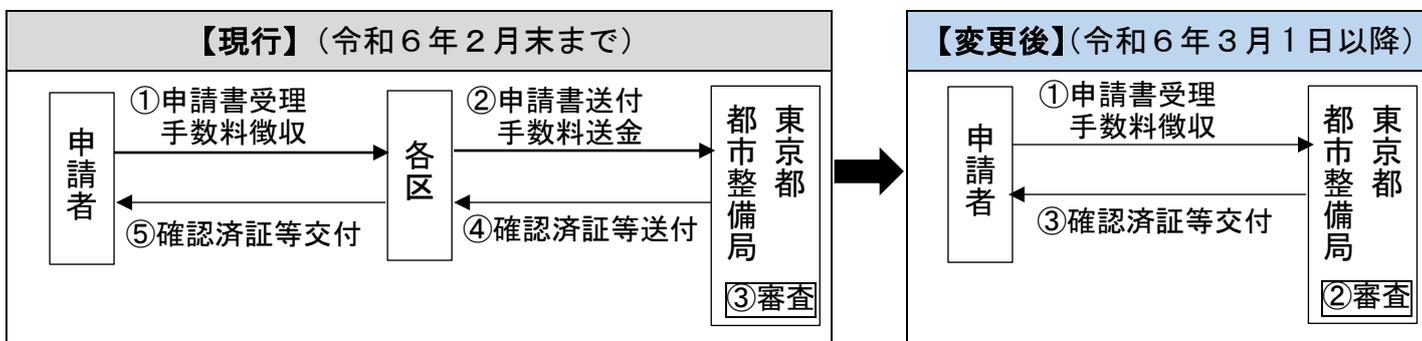
詳細は裏面をご覧ください

東京 23 区及び島しょ部に所在する建築物等の建築確認・許可申請等の受付窓口が変わります

○東京 23 区内に所在する延べ面積が 1 万㎡を超える建築物等（※）について建築確認・許可申請等の受付窓口が変わります

※都が所管する建築物等（建築基準法施行令第 149 条第 1 項各号及び第 2 項に規定するもの）が対象

- 現在は、都が所管する東京 23 区内の延べ面積が 1 万㎡を超える建築物等の建築確認・許可申請等に係る事務のうち、申請書の受理、手数料の徴収及び確認済証の交付等の事務（以下「経由事務」という。）は、建築物等が所在する各区に委譲されています。
- 令和 6 年 3 月 1 日から**経由事務は廃止され、申請等の**受付窓口は各区の窓口から東京都都市整備局窓口**（第二本庁舎 3 階中央：市街地建築部建築指導課窓口）**に変わります**（令和 5 年 3 月改正、令和 6 年 3 月 1 日施行の「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」及び同条例に基づく特別区が処理する事務の範囲等を定める規則）。



○都内島しょ部に所在する全ての建築物等について建築確認・許可申請等の受付窓口が変わります

- 現在は、都内島しょ部に所在する建築物等に係る建築確認・許可申請等の受理や手数料の徴収及び確認済証の交付等は、島しょ支庁（建築物等の所在地を管轄する都の各支庁）の窓口でのみ受け付けています。
- 令和 6 年 3 月 1 日から**、申請等の**受付窓口は島しょ支庁の窓口と東京都都市整備局窓口**（第二本庁舎 3 階中央：市街地建築部建築指導課窓口）**のどちらでも可能**になります（これに併せて「東京都建築基準法施行細則」等を改正・施行予定）。

